

倉敷教育ネット総合情報配信システム運用規約

倉敷市教育委員会

(目的)

第1条 倉敷教育ネット総合情報配信システムを活用し、学校が独自の緊急連絡等の情報を保護者等の所持する携帯電話等に速やかに提供することにより、児童生徒の安全安心を一層確保することを目的とする。

2 電話や文書等の情報伝達手段を補完するものとして、家庭や地域に対して学校の情報を提供することにより、学校と家庭や地域がより一層連携できる環境の構築を支援していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本システムは、「倉敷教育ネット総合情報配信システム」を正式名称とするが、広く親しまれるよう「倉敷eこねっと」の名称を通称として用いるものとする。(以下「倉敷eこねっと」という)

(倉敷eこねっと導入対象)

第3条 倉敷eこねっとは、倉敷市立小・中・高等・養護学校(以下「学校」という)及び倉敷市教育委員会に導入する。

(倉敷eこねっとによる配信対象者)

第4条 倉敷eこねっとを使用した電子メールは、次の者を配信対象者とする。

- (1) 学校に在籍する児童生徒の保護者及びそこに勤務する教職員で電子メールの配信を希望する者。
- (2) 学校において、学校長が電子メールによる情報提供が必要と判断し、その配信を希望する者。
- (3) 倉敷市教育委員会の各課及び各施設(以下「教育委員会」という)において、所属長が電子メールによる情報提供が必要と判断し、その配信を希望する者。

(配信する情報)

第5条 倉敷eこねっとは、次の内容に係る情報を配信する。

- (1) 学校長の判断により学校が配信する情報
 - ア 防犯に係る内容の情報
 - イ 防災に係る内容の情報
 - ウ その他学校が配信する必要があると判断する内容の情報

- (2) 教育委員会の判断により教育委員会が配信する情報
ア 利用者に配信する必要があると判断する内容の情報

(システム管理者)

第6条 システム管理者は、倉敷eこねっとのシステム全般を管理する者であり、倉敷情報学習センター館長をもって充てる。

(サイト管理者及びメール・Web管理者)

第7条 サイト管理者は、倉敷eこねっと利用者の電子メールアドレス(以下「アドレス」という)を管理する者であり、学校長及び教育委員会の各所属長をもって充てる。

2 メール・Web管理者は、倉敷eこねっとにより学校及び教育委員会が配信するメール及び公開するWebの管理を行う担当者であり、学校及び教育委員会内においてサイト管理者を含む数名程度とする。

3 サイト管理者のID及びパスワードは、システム管理者が付与するものとし、変更は「倉敷eこねっとサイト管理者変更申請書」(様式3)によりシステム管理者に申請するものとする。

4 メール・Web管理者のID及びパスワードは、サイト管理者が適正に必要な数の発行及び変更をするものとする。

(アドレスの収集及び登録等)

第8条 倉敷eこねっと利用者のアドレスの収集及び登録等について、次のとおり学校及び教育委員会において適正に管理するものとする。

(1) 倉敷eこねっとで使用する登録及び変更用アドレスは、電子メールの配信希望者からの申請に基づき、サイト管理者が次のとおり収集して登録及び変更を行うものとする。

ア 空メールによりシステムが自動収集するアドレスは、「倉敷eこねっと申請確認書」(様式1-1又は1-2)によって申請者本人のものであることの確認後、倉敷教育ネット接続コンピュータの登録システム管理画面(以下「管理画面」という)から登録及び変更を行うものとする。

イ 「倉敷eこねっと申請書」(様式2-1又は2-2)により収集したアドレスは、管理画面から登録及び変更を行うものとする。

(2) 倉敷eこねっとにより配信される電子メールを解除するアドレスは、電子メールの配信解除希望者からの申請に基づき、サイト管理者が次のとおり行うものとする。

ア 直接の申請があった場合は、管理画面からアドレス等のシステム登録情報の削除を行うものとする。

イ 空メールにより申請があった場合は、「倉敷eこねっと申請確認書」(様式2-1又は2-2)により申請者本人であることの確認後、アドレス等のシステム登

録情報の削除を管理画面から行うものとする。

(3) 収集したアドレスは、倉敷eこねっとの情報配信の目的以外には使用しないものとする。

2 年度更新時における卒業生及び人事異動者等に係るアドレス等のシステム登録情報の削除は、サイト管理者が一括して行うものとする。

(個人情報等の保護)

第9条 倉敷eこねっとの運用を行う学校及び教育委員会は、倉敷市個人情報保護条例に基づき、利用者のアドレスに関する個人情報等の保護に十分留意しなければならないものとする。

(1) 保護者等から収集した利用に係る申請書及び確認書の適正な保管と廃棄。

(2) システムで作成する保護者等のアドレス一覧表の適正な管理。

(3) システム管理者、サイト管理者、メール・Web監視者に付与されるユーザID及びパスワードの適正な管理。

(補足)

第10条 この規約に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成18年6月15日から施行する。